

自己負担限度額表

階層区分	生計中心者の所得税の課税年額（前年分）	一部自己負担の月額限度額			
		生計中心者が患者以外の場合		生計中心者が患者本人の場合	
		入院	外来等	入院	外来等
A	市町村民税が非課税	0	0	0	0
B	所得税が非課税	4,500	2,250	2,250	1,120
C	1円～5,000円	6,900	3,450	3,450	1,720
D	5,001円～15,000円	8,500	4,250	4,250	2,120
E	15,001円～40,000円	11,000	5,500	5,500	2,750
F	40,001円～70,000円	18,700	9,350	9,350	4,670
G	70,001円以上	23,100	11,550	11,550	5,770

- 備考：1 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
- 2 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 3 同一生計内に2人以上の対象者がいる場合の2人以降の者については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。